

■食育基本法に基づく国の第3次食育推進基本計画（平成28年度～32年度）

【背景】栄養の偏りや食習慣の乱れが依然として見受けられることや日本の伝統的な食文化に関する意識の希薄化、食品ロスの発生などの課題にも対応が必要。

【重点課題】

- ①若い世代を中心とした食育の推進
- ②多様な暮らしに対応した食育の推進
- ③健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ④食の循環や環境を意識した食育の推進
- ⑤食文化の継承に向けた食育の推進

◆第2次千葉県食育推進計画（平成24年度～28年度）

【基本目標】「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

【展開方向】県民一人ひとりの食育の実践を進め、食育について「知っている」から「できる」そして「している」県民を増やす

《進捗状況》

- 「県産農林水産物の購入意向」「郷土料理の調理」等が増加し、『ちばの恵み』を食生活に取り入れている県民は着実に増加している。
- 一方「バランスのよい食生活の実践」「朝ごはんを食べる」「農林漁業体験への参加」で県民の実践は十分に進んでいるとはいえない状況にあり、一層の取組が必要である。

《計画最終年度における取組の強化》

- ◆若い世代への「バランスのよい食生活の実践」「朝ごはんを食べよう」に関する啓発を強化
⇒事業主の協力による従業員への啓発、大学や専修学校等における啓発 等
- ◆食育月間の他、販売促進月間と連動した啓発の強化 ⇒6月、9月、11月及び2月

第3次計画に向けた課題

◆食への感謝の念や理解を深めるために、生産から消費のプロセスを知ることや地域の食を知ることが重要。農林漁業体験など、食に関する様々な体験活動への参加を進め、地域の食への関心と理解を深める必要がある。

◆食の実態は、年代や就業、家庭や生活環境の状況等により異なる。各世代別の課題を整理し、それに応じたきめ細かな食育の推進が必要である。

◆食育に対する県民の関心を高め、一人ひとりの実践へとつなげていくためには、幅広い分野の関係者や行政等が連携・協力し、県民運動を展開していくことが必要である。

千葉県食育推進県民協議会からの主な意見（平成28年3月17日開催）

- 若い世代の啓発にはその年代向けの資料の作成・活用
- 若い世代の歯周病対策
- 栄養教諭の人数確保と配置の工夫及び活動しやすい環境づくり
- オリパラを見据えた県産特産品のPR
- 市町村食育推進計画の策定支援

第3次千葉県食育推進計画骨子案（計画期間）平成29年度～33年度

基本目標

「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

1 生産から食卓まで食のつながりを意識した食育の推進

〈主な施策内容〉

(1) 魅力発信と地産地消の推進	オリパラ等、イベントを契機とした、地元特産物のPR など
(2) 生産者と消費者の交流の促進	農林漁業及び食に関する体験活動・教育旅行の促進 など
(3) 食文化の普及と継承	若い世代への地域の食文化の継承 など
(4) 食の循環や環境を意識した取組の推進	食品ロス削減に向けた消費者の理解促進 など

2 子供から高齢者まで各世代に対応した食育の推進

〈主な施策内容〉

(1) 就学前の子供	バランスのよい食生活の実践に向けた「グー・パー食生活」の普及啓発 家庭における望ましい食習慣の実践に向けた取組（就学前の子供） 学校給食を生きた教材として活用した食育の推進（小学生・中学生） 食生活の自立に向けた食に関する指導の充実（高校生） 大学や企業と連携した取組の推進（青年期・壮年期） 健診等を通じた望ましい食生活の普及啓発（青年期・壮年期・高齢期） 食を通じた低栄養予防に向けた取組の推進（高齢期） など
(2) 小学生・中学生	
(3) 高校生	
(4) 青年期	
(5) 壮年期	
(6) 高齢期	

3 ちばの食育の推進体制強化

〈主な施策内容〉

(1) 食育を進める人材の確保	ちば食育ボランティア・食生活改善推進員等の育成及び活動の促進 など
(2) 多様な関係者の連携強化	健康ちば協力店やちば食育サポート企業等を通じた情報発信事業者等と連携した従業員への食育の推進 など
(3) 地域における取組の強化	食育月間（6月・11月）等を通じた集中的な取組市町村食育推進計画策定のための支援 など
(4) 食に関する情報の提供	食品の安全・安心に関する必要な情報の提供 など